

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和2年9月28日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都板橋区成増5丁目9番地7号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社湖池屋 代表取締役社長 佐藤 章 電話 0771 - 63 - 0375					
主たる業種	その他のパン・菓子製造業	細分類番号	0 9 7 9				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握して、この結果を基に改善を進め平成29～31年度平均を基準として、2%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境委員会を設けてエネルギーの合理的な使用によって社会の持続的な発展に貢献すると共にエネルギーコスト低減を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,597.2 トン	9,280.2 トン	9,280.2 トン	9,280.2 トン	-3.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,597.2 トン	8,699.8 トン	8,699.8 トン	8,699.9 トン	-9.4 パーセント	
	目標の根拠	工場においてコージェネレーション設備等の活用を進め2.0%以上の削減を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量×1/10)	6.86	5.87	5.87	5.87	-14.43 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	生産数ロス等を抑制し生産数を維持しながら排出量を削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		80.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	コージェネレーション設備の効率運用 空調機更新					
	(3)年度	コージェネレーション設備の効率運用 空調機更新					
	(4)年度	コージェネレーション設備の効率運用 空調機更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	工場最寄り駅より送迎バス運行してマイカー通勤の抑制を図る					
	上記の措置を採用する理由	鉄道、バス等の公共交通機関が整備されておらず鉄道利用者のみ駅までの送迎を実施してマイカー抑制としている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	湖池屋の森 植栽活動（森林整備活動）について、南富良野町と協定を結び、南富良野町所有の山林約1.8haに植栽と下草刈等の保育活動も継続して支援している。ならびに南富良野町所有の山林7.24haで除間伐を行い、今回の取組と合わせて約9haの森林整備を行っている。						
特記事項	平成29年に発生したいわゆる「ホテチショック」により生産量が大きく落ち込み、それに伴い排出量も平成30年度、令和1年度に比べ大幅に少ないため、基準年度の値に令和1年度の値を選択した。第三計画期間からの超過削減量1741.1トンのうち、第1年度、第2年度は580.4トン、第3年度は580.3トン差し引く。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。